

犬山市家庭用生ごみ処理機補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 犬山市家庭用生ごみ処理機補助金(以下「補助金」という。)は、ごみの減量対策として家庭から排出される生ごみの自家処理を推進することを目的として、生ごみ処理機(以下「処理機」という。)の購入者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を交付するものとし、その交付に関しては犬山市補助金等交付規則(昭和56年規則第10号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付要件)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、市内に住所を有する者で、別表に定める処理機を購入し、これを生ごみの減量化及び堆肥化のために適切に使用及び管理するものとする。

2 補助金の交付の対象となる処理機は、1世帯につき1基とする。ただし、補助金の交付を受けて設置した処理機を買い換える場合であって、当該処理機を購入した日から5年を経過しているときは、この限りでない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、購入金額の2分の1以内とし、限度額は1基につき30,000円とする。ただし100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、処理機を購入した販売店から交付された家庭用生ごみ処理機販売証明書(様式第1)及び領収書を添付し、家庭用生ごみ処理機補助金交付申請書兼実績報告書(様式第2)を、当該処理機を購入した日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、家庭用生ごみ処理機補助金交付決定通知書（様式第3）により通知する。

2 前項の通知を受けた者は、家庭用生ごみ処理機補助金交付請求書（様式第4）を処理機を購入した日の属する年度の翌年度の4月の末日までに市長に提出しなければならない。

（管理義務及び補助金の返還）

第6条 補助金の交付を受けた者は、処理機を常に衛生的に維持管理し、生ごみの自家処理推進に努めなければならない。

2 市長は、処理機が目的に供されていないと認めるとき及び不正の手段によって補助金を受け取ったと認めるときは、補助金を交付した者に対し、補助金の返還を命ずることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 犬山市家庭用生ごみ処理機器補助金交付要綱は廃止する。
- 3 この要綱の施行日前に購入した処理機器に対する補助金交付の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に購入した処理機器に対する補助金交付の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に購入した処理機器に対する補助金交付の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に購入された処理機に対する補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

処理機の機種	機器タイプ	内 容
生ごみ処理機	手動処理機	微生物等発酵を行うための触媒を投入し、手動で攪拌し発酵を促進させ、生ごみを分解し、堆肥等にするもので屋内に設置するもの。
	電動処理機	微生物等発酵を行うための触媒を投入し、電動で攪拌・加温し、生ごみを分解し、一部を堆肥化するものや、触媒は投入せず、生ごみを熱風で乾燥減量させるもの等で屋内に設置するもの。